

恵那市山岡ショートステイ施設条例（平成16年10月25日条例第74号）

最終改正:平成17年12月20日条例第120号

改正内容:平成17年12月20日条例第120号〔平成20年12月31日〕

○恵那市山岡ショートステイ施設条例

平成16年10月25日条例第74号

改正

平成17年12月20日条例第120号

恵那市山岡ショートステイ施設条例

(設置)

第1条 市民の文化の向上と福祉の増進を図るため、山岡ショートステイ施設（以下「ショートステイ」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 ショートステイの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
山岡ショートステイほのぼの荘	恵那市山岡町上手向599番地1

(管理)

第3条 ショートステイの管理は、法人その他の団体であって別に定めるところにより、市長が指定したもの（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。

(休館日)

第4条 ショートステイの休館日は、12月31日から翌年1月3日までとする。

(利用時間)

2 指定管理者は、特に必要があると認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更することができる。

(利用の許可)

第5条 ショートステイの利用時間は、24時間とする。

(利用の許可)

2 指定管理者は、必要があると認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用時間を変更することができる。

(利用の許可)

第6条 ショートステイを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(利用の制限)

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしない。

(利用の制限)

（1）公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(利用の制限)

（2）ショートステイの施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

(利用の制限)

（3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(利用の制限)

（4）その他ショートステイの管理上支障があると認められるとき。

(利用の制限)

（5）公益上必要があると認められるとき。

(利用の制限)

（6）その他ショートステイの管理上特に必要があると認められるとき。

(利用の制限)

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

(利用料金)

第8条 利用者は、指定管理者に介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）により算定した利用料金を納付しなければならない。

(原状回復義務)

2 前項に規定する介護報酬に定めのない費用は、利用者が実費相当額を負担する。

(損害賠償義務)

第9条 利用者は、その利用が終わったとき又は第7条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、その利用した施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(指定管理者が行う業務)

第10条 利用者は、建物、施設設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者が行う業務)

2 市長は、利用者の責めに帰すことができない特別の事情があると認めたときは、前項の規定による賠償の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者が行う業務)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

(指定管理者が行う業務)

（1）老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第4項に規定する業務

（2）ショートステイの施設及び設備の維持管理に関する業務

（3）その他ショートステイの運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除き、市長が必要と認める業務

（指定管理者の指定の期間）

第12条 指定管理者がショートステイの管理を行う期間は、指定を受けた日から5年間とする。

2 前項の期間の計算においては、指定を受けた日から同日後最初の3月31日までの間を1年間とする。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成16年10月25日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の山岡デイサービスセンター・ショートステイ施設設置及び管理に関する条例（平成16年山岡町条例第8号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日前に、合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった利用料金の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。

4 施行日以後、第3条に規定する指定管理者の指定がなされるまでの間、センターの管理及び利用料金については、この条例の規定にかかわらず、合併前の条例の例による。この場合において、第6条に規定する指定管理者が行うものとされる利用の許可に関する業務は、市長が行うものとする。

附 則（平成17年12月20日条例第120号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

6 この条例に規定された施設について、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、附則第3項及び第4項の規定により廃止される条例、前項の規定により改正される前の条例、恵那市福祉センター条例（平成17年恵那市条例第119号）附則第4項から第6項までの規定により廃止される条例、恵那市老人福祉施設明日香苑条例（平成17年恵那市条例第123号）により改正される前の条例並びに恵那市老人福祉施設福寿苑条例の一部を改正する条例（平成17年恵那市条例第112号）により改正される前の条例（以下「従前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

7 施行日前に、従前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、なお従前の例による。
